

# 提携武道具店向け商品券利用規約

## 第1条（用途）

1. 行事参加ポイントカード（以下、「カード」という）から払い出しポイントに応じた額面の『提携武道具店向け商品券』（以下、「商品券」という）を神奈川県剣道連盟（以下、「県剣連」）が発行します。この商品券は、県剣連が提携した武道具店（以下、「提携店」）において商品購入時に利用することができるものです。

## 第2条（利用可能店舗）

1. 利用者は、商品券の提携店でその取扱商品の購入に利用できます。
2. 提携店は新規の提携又は提携解除等により増減、変更することがあります。店頭・店内に提携店マークの表示がある店舗で利用できますので確認下さい。

## 第3条（商品券の発行と管理情報）

1. 商品券は一定以上ポイントが貯まったカードを所定の様式に添えて申し込んだ方に発行します。基本的には、カードのポイント払い出しと併せて商品券を発行します。
2. 商品券の発行が受けられるのは、県剣連登録会員に限ります。  
したがってカードにポイントが貯まっても、県剣連を退会した等の非会員は、ポイント払い出しおよび商品券の発行を受けられません。
3. 商品券には商品金額(日本円)以外に、発行管理情報として発行日やシリアル番号などを印刷します。
4. 商品券の複製防止のため、コピーガード機能のついた用紙に印刷して発行します。

## 第4条（有効期限）

1. 商品券の有効期限は定めません。

## 第5条（利用方法）

1. 利用者は、商品券によりその額面と等額で商品購入に利用できます。商品券の額面以上の商品を購入するときには現金と併用して利用して下さい。
2. 商品券は、額面未満の商品購入時、お釣りをお出しすることができません。
3. 商品券は、現金又は他の金券類と引換えることができません。また、商品券の払戻はできません。
4. 商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。

## 提携武道具店向け商品券利用規約

### 第6条（利用できない場合）

次の場合は、商品券を利用することができません。これによる不利益については、県剣連は一切の責任を負いません。

- (1) 商品券が偽造又は変造されたものであるとき。
- (2) 違法に取得したとき。
- (3) 商品券の4分の1以上が滅失し、管理情報が判読できないとき。
- (4) 汚損等により管理情報が判読できないとき

### 第7条（引換商品等の欠陥について）

利用者が商品券を使用した商品について、万一、返品、瑕疵、欠陥その他の問題が生じたときの解決について県剣連は一切の責任を負いません。

### 第8条（デザイン仕様の変更）

商品券のデザイン等の仕様は、予告なしに変更する場合があります。

### 附則

- 1 この規則は、平成26年11月1日から施行します。
- 2 この規約に関連する規約は、『行事参加ポイントカード利用規約』です。